

県営第2大中の湖地区土地改良事業（かんがい排水事業）によって造成される施設の予定管理方法等

1 管理者

琵琶湖干拓大中の湖土地改良区

2 管理すべき施設の種類

大幹線排水路 延長 6.9 km (内改修 1.962km)

3 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

(1) 取水方法

該当なし。

(2) 排水方法

干拓地内の農地から各々に接する支線排水路に排水し、支線排水路の排水は干拓地中央を縦断する大幹線排水路に集めたのち、地区の北端に位置する新田排水機場により東部承水溝に機械排水を行う。

4 管理に要する費用の概算及びその負担の方法

(1) 施設及び排水の管理に必要な標準年間経費の概算 大幹線排水路 260 千円 L= 6.9 km

(2) 施設の耐用年数期間及び経費の合計額 大幹線排水路 30 年 7,800 千円 L= 6.9 km

(3) 負担方法、負担区分、負担率

当該施設をもって受益者となる者により受益面積に応じて必要な費用を賦課徴収する。

(4) 年間10a 当たり負担額 28 円 (260,000 円/926.6ha/10)

5 その他管理方法に関する基本的事項

本土土地改良事業により設置される土地改良施設については、琵琶湖干拓大中の湖土地改良区が完成後に管理委託を受ける。

その際、琵琶湖干拓大中の湖土地改良区は、維持管理計画を定め、土地改良区代表役員が管理責任者として管理体制を整備し、善良なる管理者の注意をもって維持管理に当たる。

県営第2大中の湖地区土地改良事業（かんがい排水事業）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

(1) 県営事業費 1,032,000千円（令和6年度単価。ただし、物価変動により将来変動することがある。）

(2) 負担区分の予定（単位：千円）

国庫負担	県負担	市負担	地元負担
516,000	299,280	144,480	72,240
50%	29%	14%	7%

(近江八幡市 8.806%、東近江市 5.194%)

2 土地改良法第91条の規定による市負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の近江八幡市及び東近江市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、当該市が負担する負担金を滋賀県に対して負担する。

3 土地改良法第91条の規定による地元負担金の納入方法

本事業の区域を地域とする琵琶湖干拓大中の湖土地改良区は、法第91条第4項の規定により滋賀県が法第3条に規定する資格を有する者に対する負担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金銭を滋賀県の定める条例に従い負担する。

4 負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、毎年度事業費に応じて、当該年度とする。

5 地元負担の予定基準

琵琶湖干拓大中の湖土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、均等割を基準として賦課する。

6 特別徴収金に関する事項

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴集されることがある。